

『信州大学教育学部研究論集』編集内規

(平成21年2月4日教授会決定)

(目的)

第1条 信州大学教育学部（以下、「本学部」という。）における研究・教育の成果を公表するため、研究誌を発行する。

(名称)

第2条 本学部が編集・発行する研究誌の名称を『信州大学教育学部研究論集』（欧文名：Shinshu University Journal of Educational Research and Practice）とする。

(原稿の種別)

第3条 『信州大学教育学部研究論集』（以下、「本誌」という。）に掲載される原稿の種別を、以下のとおりとする：

- 一 学術論文
- 二 研究報告／実践報告等

(投稿資格)

第4条 本誌に投稿できる者は、本学部の専任教員、特任教員、客員教授、信州大学大学院教育学研究科（以下、「本研究科」という。）修了生、本研究科大学院生及びその他信州大学教育学部研究論集編集委員会（以下、「編集委員会」という。）が認めた者とする。

(校閲及び査読)

第5条 本誌に掲載される論文等の水準を維持するために、投稿された原稿のうち「学術論文」については査読を行う。また、「研究報告／実践報告等」を含むすべての原稿は、編集委員会が校閲を行い、場合によって編集委員以外の者の意見を聴くことがある。査読の手順・方法は別に定める。

(掲載の可否)

第6条 編集委員会は査読・校閲結果に基づき、原稿の掲載の可否を決定する。掲載の決定に際し、編集委員会は原稿の内容について投稿者に修正を求めることがある。

(原稿の返却)

第7条 投稿された原稿は原則として返却しない。

(編集及び発行)

第8条 本誌は年度内に1回発行することを原則とし、その時期は3月（原稿提出期限8月31日）とする。別刷を希望する執筆者に対しては、原稿提出時に部数を申し出ることにより実費で受け付ける。本誌は冊子のほか、電子媒体(CD-ROM, Web ページなど)で公開、公表されることがある。

(著作権)

第9条 本誌に掲載される論文等の著作権は、原則として本学部に帰属する。ただし、執筆者が自分の論文等を利用することは差し支えない。なお、論文等の全部あるいは大部分を他の著作物等に利用する場合には、その旨を編集委員会に申し出るとともに、出典を明記すること。また、一部分を利用する場合にも、文献あるいは図説の下に出典を明記すること。

附 則

- 1 この規程は平成21年2月4日より施行し、第1号より適用する。
- 2 信州大学教育学部紀要投稿規程は廃止する。

附 則

- 1 この内規は平成22年7月7日より施行する。ただし、第8条による原稿提出期限は、第4号においては平成22年9月30日とする。